

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南城市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.8	%
全職員	67.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	97.5	%
本庁課長相当職	99.2	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	97.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	103.3	%
31～35年	96.3	%
26～30年	95.8	%
21～25年	93.4	%
16～20年	93.8	%
11～15年	94.7	%
6～10年	92.8	%
1～5年	89.7	%

【説明欄】

- 対象期間：令和5事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
- 全職員：地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項各号に規定する特別職の職員を除く全ての職員をいう。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。